ACSES ニュースレター_１９９４号（2020 年 12 月 10 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇春菊から基準 180 倍農薬　福岡、健康影響恐れ<Web 報道>
◇[インド] インドで原因不明の病気、1 人死亡 患者の血液から高濃度の鉛とニッケル<Web 報道>
◇事故、事件の続報
・水虫薬に睡眠導入剤、製薬会社に立ち入り調査　福井県／眠気・意識もうろう…「聞いたことない」混入ミスに衝撃<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・スーパーの総菜で転び、賠償命令　店側の安全不備認める、東京地裁<Web 報道>
・医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について<文部科学省>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２１４報）<厚生労働省>
[原子力施設全般]
・使用済み核燃料、中間貯蔵施設の共同利用を検討　電事連／行き詰まる原発再稼働　あつれき生んだ共同利用案再浮上<新聞報道>
[水害対策]
・危機管理型水位計使う「河川監視システム」　群馬で整備進む　避難判断に活用へ<新聞報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇新型コロナ　職場内クラスターを防ぐ８つのポイント<Web 報道>
◇年末年始に移動する人のために　交通機関を使用するときの感染対策のポイントは<Web 報道>
◇検査薬、ワクチン、治療薬等
・ワクチン接種後にアレルギー反応　医療従事者 2 人、英当局が警告<Web 報道>
・英コロナワクチンが世界初、最終治験結果を学術誌に発表<Web 報道>
・日本、脱コロナは 22 年 4 月　ワクチン接種出遅れ　英調査<Web 報道>／新型コロナワクチン、日本の接種開始は早くて来年 3 月か<新聞報道>
◇大学等関係
・同志社大ラグビー部でクラスター　13 人感染、全国選手権の出場辞退<新聞報道>
・遠隔授業に対する学生の反応は<放送報道>
◇マスコミ報道　見出し
[3] 医薬品
◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 388 号）<官報>
◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 388 号）<官報>
[4] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 387 号）<官報>
◇ウクライナ、オランダ、及びフランスのランド県からの家きん肉等の一時輸入停止措置について<厚生労働省>

アロエ（蘭：Aloë、ロカイ）

◇「大豆ミート」の時代、来た！　五輪見すえ商品続々〈新聞報道〉
[5] 温暖化対策関係
◇CO2 減っても温暖化続く　国連、気温 3 度上昇と警告〈 Web 報道〉
[6] その他省庁発表　　２件
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　13 件
[8] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇その他：１件
[付録]
◇種苗法の一部を改正する法律（法律第 74 号）〈官報〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇春菊から基準 180 倍農薬　福岡、健康影響恐れ

＜共同通信　2020 年 12 月 8 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/93f0c0af48d6cc572b69741efdc291cd735aad4c
　福岡市は 8 日、福岡県の JA くるめが出荷した春菊の一部から、基準値の 180 倍の農薬が検出されたと発表した。食べるとけいれんを起こす恐れもあり、販売店などが回収を進めている。福岡市は少なくとも市内 4 店舗で販売を確認。これまでに健康被害の報告はないとしている。　市によると、有機リン系の殺虫剤イソキサチオンで、基準 0.05PPm に対し、9PPm が検出された。体重 60 キロの人がこの春菊を 20 グラム食べると、嘔吐や失禁などの症状が出る恐れがあり、ひどい場合はけいれんを起こすという。　回収対象は「筑紫次郎の贈りもの」と記載された JA くるめ出荷の春菊。7～8 日に販売。

健康への影響は？
イソキサチオンの基準値は 0・05ppm だが、検査で 9ppm を検出。体重 60 キロの人が 20 グラムを食べると、よだれが垂れる、嘔吐（おうと）や失禁を引き起こすなどの症状が出ることがある。
出典：＜西日本新聞　2020 年 12 月 9 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/7d990fd1a1473636c5f637021c14cbb336a4fa53

どこで販売？
「筑紫次郎の贈りもの」の包装で 7、8 日に販売。判明している販売店はいずれも福岡市で、イトシマヤ（東区貝塚団地）、あかね（城南区東油山）、ヒラノ（博多区諸岡）、松永青果（南区井尻）。
出典：＜毎日新聞　2020 年 12 月 9 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/02dbd83f2d01ca0f6e3254211c469a244ab527b9

◇[インド] インドで原因不明の病気、１人死亡 患者の血液から高濃度の鉛とニッケル

＜AFP＝時事　2020 年 12 月 9 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/63aae2b7f9106fb9431ab048d5a4cf238a25dd29
【AFP＝時事】インド南部アンドラプラデシュ（Andhra Pradesh）州エルール（Eluru）で原因不明の病気が流行しており、これまでに男性 1 人が死亡し、555 人が治療を受けた。病院関係者によると、一部の患者の血液からは、高濃度の鉛とニッケルが検出されたという。
　5 日に最初の患者が確認されたことを受けて、インド政府は調査のため、現地に専門家を派遣。死亡した男性

は、けいれん、嘔吐（おうと）、慢性痛などの症状を示していた。

病院職員らによると、8 日に約 80 人が治療を受けるなど、これまでに 555 人が来院した。ある病院は、この病気の患者用に 100 床を確保しているが、患者の大半は自宅に戻った。

エルールの公立病院の A・V・モハン（A.V. Mohan）院長によると、患者 10 人の血液から高濃度の鉛とニッケルが検出されたが、サンプル数が少なすぎるため、人口 20 万人のエルールで流行しているこの病気の原因だという確証は得られていないという。

州当局は、鉛とニッケルの発生源とその拡散経路に関する調査を命じた。

地区当局者らは、この地域に大規模な化学工場はないと説明した上で、農薬に含まれる化学添加物が関わっている可能性があると指摘していた。

インドでは新型コロナウイルスも流行しており、感染者数は世界で 2 番目に多く、まもなく 1000 万人を超える見通し。そんな中で原因不明の病気がまん延し、アンドラプラデシュ州はますます神経をとがらせている。

◇*事故、事件の続報*

・水虫薬に睡眠導入剤、製薬会社に立ち入り調査　福井県

＜朝日新聞　2020 年 12 月 9 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASND96RMKND9PTIL021.html?iref=pc_extlink

福井県あわら市の製薬会社「小林化工」が製造した爪水虫などの皮膚病治療薬に睡眠導入剤の成分が混入し、服用した患者の健康被害が 84 件（7 日時点）報告されていることがわかった。県が取材に明らかにした。意識消失や記憶喪失などの被害の報告もあり、全国で 3 人が車の運転中に意識を失って事故が起きたという。

問題の薬剤は経口抗真菌剤のイトラコナゾール錠 50「MEEK」。医師の処方箋（せん）が必要な医療用医薬品で、爪水虫やカンジダ症の治療に使われる。

同社や県によると、服用した患者から意識消失や傾眠、意識もうろうといった報告があり、製造工程で睡眠導入剤の成分が混入したことが判明したという。

同社は「作業員が勘違いで量ってはいけないものを量り、袋に入れた」と説明している。

イトラコナゾール錠は症状によっては多い人で 1 日 8 錠服用する場合もある。今回、1 錠に含まれていた睡眠導入剤の成分は 5 ミリグラムで、通常の最大投与量 2 ミリグラムの 2・5 倍にのぼるという。

1～3 日に大阪府、佐賀県、岐阜県の男女 12 人（2～77 歳）から被害の報告があり、同社は 9 月 28 日～12 月 3 日に全国に出荷した 100 錠入り 929 箱の自主回収を発表していた。福井県によると、その後も被害の報告が相次ぎ、今も入院中の人が複数いるという。

医薬品の副作用などの報告は、メーカーから都道府県に連絡があり、都道府県から国や医薬品医療機器総合機構（PMDA）に報告される。福井県は今回の自主回収を「重篤な健康被害または死亡の原因になりうる」として、3 段階の分類で最も危険度が高い「クラス 1」と判断。同社に医薬品製造業の許可を出した県は 9 日、国の承認を受けた薬と異なる成分が混入したことが、医薬品医療機器法違反にあたる可能性があるとみて、同社に立ち入り調査をした。

同社によると、自主回収を決めた 929 箱は同じロット番号（TOEG08）で、番号は錠剤シートの裏に刻印されている。同社は、処方された人は医師や薬剤師に相談してほしいとしている。

このほか、国が承認したものと異なる工程で製造していたとして、ほかのロット番号がついた 50「MEEK」と、主成分のイトラコナゾールをより多く含む 100「MEEK」や 200「MEEK」についても自主回収を始めた。問い合わせは小林化工学術部（0120・37・0690）。

同社は 9 日、取材に対して「原因究明、及び本製剤以外も含めた弊社全品の製造体制について徹底的な調査を進めたいと存じます」「被害に遭われた患者様の 1 日も早いご回復をお祈り申し上げます」とするコメントを出した。

小林化工のホームページによると、同社は 1946 年創業で、病院や診療所などで使われる医療用医薬品の研究開発や製造販売を行い、ジェネリック医薬品を提供している。2019 年 4 月～20 年 3 月の売上高は 370 億円。20 年 10 月現在の従業員数は 796 人となっている。

・眠気・意識もうろう…「聞いたことない」混入ミスに衝撃

＜朝日新聞　2020 年 12 月 9 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASND97FPVND9PTIL023.html?iref=comtop_7_06

「現在は被害の拡大を食い止めることに全力を傾注しています」。福井県あわら市の小林化工本社で 9 日、取材に応じた研究開発の担当者がそう述べる一方、健康被害の内訳などの数については「集計中」とするにとどまった。同社は今回の事態を受け、自社主体で行っていた従業員教育について、今後は第三者の専門機関の協力を仰ぐとしている。

福井県は同日、本社への立ち入り調査を実施。県によると、承認を受けた薬と異なる成分が混入したとする医薬品医療機器法違反などにあたるかどうか調べるためで、県医薬食品・衛生課や保健所の職員 3 人が工場や製造記録を見たり、担当者から経緯について聞き取りをしたりしたという。

今回の問題に、ツイッター上では反響が広がる。同社の謝罪会見があった 4 日から、イトラコナゾールに関する書き込みが急増し、服用取りやめの呼びかけや、混入された睡眠導入成分の多さに驚きを示すツイートなどが相次いだ。

混入成分、眠気や意識もうろうも

厚生労働省によると、イトラコナゾール錠に混入された睡眠導入剤の成分は、服用すると眠気が起きたり意識がもうろうとしたりする。自動車などの運転は正常にできない危険性があるという。担当者は「今回のような事案は聞いたことがない」と話した。今後、混入の経緯や製造過程などを調べ、福井県や国が小林化工への処分を決める。

医薬品業界からは驚きの声が上がった。

調剤薬局大手のクオール（東京都）は 4 日午後 5 時ごろに事態を把握。店舗には調剤の中止を伝え、患者には代替品を渡したという。広報部の担当者は「薬品の濃度が足りないといった製造ミスはたまにあるが、睡眠導入剤が混入するという重大な事例は例がない」と話す。

同じく調剤薬局大手の日本調剤（東京都）も「今回のような製造の段階で他剤が混入され健康被害を引き起こすような事案は、これまでにない」（広報部）とした。

日本薬剤師会（東京都）は各都道府県の薬剤師会長宛てに使用中止と回収を求める通知を 7 日付で出した。「我が国における医薬品への信頼を根本から揺るがす事態で大変遺憾」との見解を示し、小林化工に対しては「しかるべき対応等の申し入れを行う」としている。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・スーパーの総菜で転び、賠償命令　店側の安全不備認める、東京地裁

＜共同通信　2020 年 12 月 8 日＞　https://www.47news.jp/news/5583743.html

スーパーの床に落ちていた総菜の天ぷらを踏んで転び、けがをしたとして、東京都練馬区の男性（35）がスーパー大手サミット（東京）に約 140 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は 8 日、安全管理を怠ったと認め、約 57 万円の支払いを命じた。

判決によると、男性は 2018 年 4 月、サミットストア練馬春日町店で、レジ付近に落ちていたカボチャの天ぷらで足を滑らせて転倒し、膝の靱帯を損傷した。地裁は、足元の注意を怠った男性にも過失があったと判断し、賠償額を減らした。

サミットは「判決文を受け取っていないのでコメントできない」としている。

・医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について（改訂版令和 2 年 12 月 8 日）

＜文部科学省　2020 年 12 月 9 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxhacvRhXzTwvbJ

https://www.mext.go.jp/content/20201209-mxt_tokubetu01-000007449_01.pdf

---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２１４報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2020 年 12 月 9 日＞
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=RbwNx6AZRPcqEfzXY

１　自治体の検査結果
小樽市、青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、秋田市、群馬県、埼玉県、川越市、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、新潟県、静岡県、大阪市、堺市

※ 基準値超過　３件

No.20	岩手県産	シカ肉	(Cs：110 Bq/kg)
No.22	岩手県産	シカ肉	(Cs：220 Bq/kg)
No.452	宮城県産	クリタケ	(Cs：470 Bq/kg)

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　４件

No.1	茨城県産	コウタケ	(Cs：310 Bq/kg)
No.2	茨城県産	アミタケ	(Cs：120 Bq/kg)
No.3	茨城県産	サクラシメジ	(Cs：670 Bq/kg)
No.4	岩手県産	クロカワ	(Cs：110 Bq/kg)

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※ 基準値超過　なし

[原子力施設全般]

・使用済み核燃料、中間貯蔵施設の共同利用を検討　電事連
＜朝日新聞　2020 年 12 月 10 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASND962RNND7ULFA06H.html

・行き詰まる原発再稼働　あつれき生んだ共同利用案再浮上
＜朝日新聞　2020 年 12 月 10 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASND964H4ND9PLFA009.html

---

[水害対策]

・危機管理型水位計使う「河川監視システム」　群馬で整備進む　避難判断に活用へ
＜毎日新聞　2020 年 12 月 9 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/1fdc2bdada8bbec07707a9f578a60617a2132876

豪雨災害が各地で相次いでいることを受け、群馬県内で使い勝手の良い河川の監視システムが急ピッチで整備されている。洪水時に重点的に観測する「危機管理型水位計」や、「簡易型河川監視カメラ」の導入が進み、行政の避難計画策定や住民が避難する際の判断に役立ちそうだ。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年 12 月 9 日版）
＜厚生労働省　2020 年 12 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzKDSS6Xynmkn3VZY
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(12 月 8 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2020 年 12 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7oLwaYfQvEsF__RY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年 12 月 8 日版）
＜厚生労働省　2020 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4o9piDim0x6i0bhY
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2020 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=cYg_pCLgmU54iUXjY

◇マスコミ報道　見出し

・北海道・旭川襲った「コロナ感染爆発」は全国で起きうる 「対応を上回るスピードで感染拡大」
＜AERAdot. 2020 年 12 月 9 日＞ https://dot.asahi.com/aera/2020120800012.html
・ホームパーティーでクラスター拡大 新型コロナ、京都で最多 75 人感染
＜京都新聞 2020 年 12 月 9 日＞ https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/442520

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症のワクチンについて
＜厚生労働省 2020 年 12 月 8 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Mch_5GKg2Q44xgKjY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省 2020 年 12 月 9 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Fexcd5Z8ye-_nWOHY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）を更新しました
＜厚生労働省 2020 年 12 月 9 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=b5Yn7YozbtOAO8X9Y
・「医療機関等への更なる支援策」を更新しました
＜厚生労働省 2020 年 12 月 9 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-pbkfZPEqF8R8GBY
・「水際対策」を更新しました
＜厚生労働省 2020 年 12 月 9 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7ICKcgil7HhwzzZY

◇新型コロナ 職場内クラスターを防ぐ８つのポイント

＜YAHOO!JAPAN 2020 年 12 月 8 日＞
https://news.yahoo.co.jp/byline/sakamotofumie/20201208-00211467/
新型コロナの発生から 1 年がたちます。その間に知見や経験が増えて、力を入れたほうがよい対策とそうでもない対策の違いも分かってきました。2020 年 12 月 7 日現在までに分かったことをもとに、職場内クラスターを防ぐ対策を８つあげてみました。

1. **予防のための体制**
2. **マスクの活用**
3. **感染リスクが高まる「5 つの場面」を避ける**
4. **室内を快適な温度に維持しつつ、換気をはかる**
5. **手指衛生**
6. **在宅勤務や時差出勤**
7. **感染者の早期発見と重症化予防**
8. **職員教育**

◇年末年始に移動する人のために 交通機関を使用するときの感染対策のポイントは

＜YAHOO!JAPAN 2020 年 12 月 9 日＞
https://news.yahoo.co.jp/byline/kutsunasatoshi/20201209-00211113/
年末年始を間近に控え、帰省を検討している方もいらっしゃるのではないでしょうか。
帰省するかどうかは年末年始の流行状況を見て慎重に判断すべきかとは思いますが、どうしても帰省しなければならない方のために移動の際の注意点についてまとめました。
移動による感染のリスクはゼロにはできない
あくまで一般論ですが、旅行は感染症の拡大につながりやすいと言われています。
極端なことを言えば世界中の人が移動をしなければ中国の武漢市から世界中に新型コロナが拡大することもなかったでしょう。
旅行医学の中でも感染症が主要なテーマの一つになっていますし、宿命的に旅行と感染症とは切っても切り離せない関係にあります。

・移動においても「3 密」が感染リスクになる
・飛行機や新幹線での換気はどうなっている？
・飛行機や高速列車での感染事例
・感染リスクを下げるために移動する時期や時間帯をずらす

・移動中もこまめな手洗いを心がける
・飛沫が飛ばないように、機内・車内ではマスクを装着し、大声は出さない
・飛行機ではなるべく混雑しているフライトを避ける
・新幹線や特急列車ではなるべく隣が空いている席を選ぶ
・移動時間をできる限り短くする

・始発便など乗客が少ない時間帯の便を選ぶ
・乗客が多い帰省ラッシュピークの時期を避ける

◇検査薬、ワクチン、治療薬等

・英 ワクチン接種の 2 人に**激しいアレルギー反応のような症状**
＜NHK　2020 年 12 月 10 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201210/k10012756061000.html
・ワクチン接種後に**アレルギー反応**　医療従事者 2 人、英当局が警告
＜共同通信　2020 年 12 月 9 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/3af6ae27634bee752b6bdf45d05f4f5b30c4a237

・英コロナワクチンが世界初、最終治験結果を学術誌に発表
＜AFP　2020 年 12 月 9 日＞
https://www.afpbb.com/articles/-/3320308?utm_source=yahoo&utm_medium=news&cx_from=yahoo&cx_position=r1&cx_rss=afp&cx_id=3320310
　英オックスフォード大学（University of Oxford）と英製薬大手アストラゼネカ（AstraZeneca）は 8 日、新型コロナウイルスワクチンの臨床試験(治験)最終段階である第 3 相試験の結果を世界で初めて学術誌に発表した。安全で有効なワクチンの開発に向け世界各地で続く競争は大きな節目を迎えた。
　権威ある英医学誌ランセット（The Lancet）に発表された論文によると、同ワクチンの有効性は平均 70%。接種は 2 回に分けて行われ、いずれも全量を接種した場合の有効性は 62%、初回のみ量を半分に減らした場合では 90%だった。

・日本、脱コロナは 22 年 4 月　ワクチン接種出遅れ　英調査
＜時事ドットコム　2020 年 12 月 9 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/2105bda70a8c314184028b1b65f918da10a5eee1
　英医療調査会社エアフィニティーは 8 日、新型コロナウイルスのワクチンが各国・地域で普及し、社会が日常に戻る時期を予測した調査結果を発表した。
日本は 2022 年 4 月となり、先進国では最も遅いと見込まれた。ワクチン接種の出遅れが響くという。
　英国では 8 日からワクチンの接種が始まったほか、米当局も最初のワクチンの承認可否を検討する会合を 10 日に開く。欧州連合（EU）も年内に承認する見通しだが、日本でのめどは立っていない。ワクチン普及のスピードが経済・社会の正常化を占う上で、今後の焦点となりそうだ。
　調査は、各国のワクチンの確保状況を踏まえ、国民の多くが接種を受け、免疫を持つことで感染を収束させる「集団免疫」の獲得により、日常に復帰する時期を分析した。医療従事者や高齢者などの感染リスクの高い人々にワクチンが普及する時期も、日本は 21 年 10 月で、先進国では最後と予測される。
　日常に戻るのが最も早いのは米国で、21 年 4 月。カナダは同年 6 月、英国は 7 月、EU は 9 月、オーストラリア

も 12 月と、主要先進国はいずれも 21 年内の正常化が予想された。南米も 22 年 3 月で、日本より早い。一方、人口が多い中国は 22 年 10 月、インドは 23 年 2 月と、遅れるもようだ。

エアフィニティーのハンセン最高経営責任者（CEO）は記者会見で、「ワクチンの量産次第だが、来年末までに世界の大半が免疫を獲得できるだろう」と述べた。

先進国で最初に承認された米製薬大手ファイザー製のワクチンは、原料不足などを背景に、供給時期がずれ込む可能性も指摘されている。トランプ米大統領が米国民の接種を優先する大統領令に署名するなど、自国優先主義の動きも出始めている。

・新型コロナワクチン、日本の接種開始は早くて来年 3 月か
＜京都新聞　2020 年 12 月 9 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/440564

・「来冬もマスク着用が必要な可能性」　高まるワクチンへの期待に警告も
＜共同＝京都新聞　2020 年 12 月 9 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/442339

・ロシア、ワクチン接種で 2 カ月間「お酒やめて」　市民から不満も
＜毎日新聞　2020 年 12 月 10 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201210/reu/00m/030/002000c
・ワクチンは米国人優先 トランプ氏が命令、供給不足の恐れ
＜AFP＝時事　2020 年 12 月 9 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/2aad78ca1d132b116ca04b71cf6374dcbf7e02f5
・米当局、ファイザー製ワクチンを評価　承認へ期待高まる
＜時事ドットコム　2020 年 12 月 9 日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2020120900330&g=cov
・カナダがワクチン承認　ファイザー製、3 カ国目
＜共同通信　2020 年 12 月 10 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/bf74f66779dad54b5d9d0d635e6c125db77fc4a1

◇大学等関係

・同志社大ラグビー部でクラスター　13 人感染、全国選手権の出場辞退
＜京都新聞　2020 年 12 月 8 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/440409
同志社大は８日、ラグビー部の男子学生１３人が新型コロナウイルスに集団感染したと発表した。

同大学によると、学生たちは全員、寮で生活していた。大学側はラグビー部の活動を停止するとともに、関連施設の消毒や濃厚接触者の確認を進めているという。

同部は１３日に全国大学ラグビー選手権に出場予定だったが、大学側は出場を辞退するとしている。

コロナウイルス感染症の集団感染について
＜同志社大学　2020 年 12 月 8 日＞
https://www.doshisha.ac.jp/news/2020/1208/news-detail-7984.html

このたび、山城北保健所より、本学学生が新型コロナウイルス感染症の陽性と判定された 13 件の事例について、集団感染の判定がありました。

本件は、本学ラグビー部の合宿寮に居住する複数の学生が感染し、本学ウェブサイトにて掲載の通り、学内への入構も確認されています。引き続き保健所と連携して対応を進めるとともに、感染者がさらに判明した場合には、改めてお知らせいたします。

本事案の発生をうけて、当該クラブについては、活動を停止するとともに、関連施設の消毒作業、濃厚接触者の確認等、保健所と連携して、感染拡大の防止に最大限努めてまいります。

感染が確認された方の快復を祈念するとともに、学生、教職員の皆様には、三密を避け、一人一人が感染しない、感染させないための行動を徹底するよう改めてお願いいたします。

末尾ながら、感染した学生、そのご家族等の人権尊重・個人情報保護に関して、十分なご理解とご配慮をお願いいたします。

同志社大学長　植木　朝子

・遠隔授業に対する学生の反応は

＜NHK　2020 年 12 月 10 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20201210/1000057304.html

新型コロナウイルスの影響で行われたオンラインでの遠隔授業について、茨城大学が行った調査で、対面授業の時よりも学生の理解度があがった一方で、孤独や不安を訴える声が多数寄せられたということです。

調査は授業への理解度や満足度などを確認するため、毎年６月に、全学部の学生を対象に茨城大学が行っているもので、ことしは６３０１人から回答を得ました。

６月は、新型コロナの影響ですべての授業がオンラインによる遠隔で行われていて、授業内容の理解度を問う設問では７９％にあたる学生が「理解できた」と回答し、対面授業だった去年より６ポイント高くなりました。

また、１つの授業の予習と復習にかける平均時間が６９分間と、去年より２０％増えたということです。

その一方で、自由記述欄には遠隔授業は相談がしにくいとか、周りが見えず、理解できていないのは自分だけなのか不安に感じるといった声が多く寄せられました。

調査を行った茨城大学の嶌田敏行准教授は「遠隔授業のために作成した映像などの教材で学生に予習してもらったうえで対面授業を行うことで、授業をより高度なものにできる」として、遠隔と対面の授業を組み合わせることがより効果的な授業につながると指摘しています。

◇マスコミ報道　見出し

・第 3 波到来、コロナ対策を迷走させる「2 つの考え方」

＜DIAMOND online　2020 年 12 月 9 日＞　https://diamond.jp/articles/-/256582

・455 自治体がテレワーク検討　実証実験開始、ID3 万個

＜共同通信　2020 年 12 月 9 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/24aee6aaef77f37277b55f616dad8f239d1c6a49

・コロナ重症者に血栓症多発　学会、薬で予防呼び掛け

＜共同通信　2020 年 12 月 9 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/049dda9085ef7a9fadb9532f464a81fb7befc7e5

****

[3] ***医薬品等***

◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 388 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 10 日　号外　第 258 号　20～30 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201210/20201210g00258/20201210g002580020f.html

---

◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 388 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 10 日　号外　第 258 号　30～35 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201210/20201210g00258/20201210g002580030f.html

****

[4] ***食品安全衛生関係***

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 387 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 9 日　号外　第 256 号　68～72 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201209/20201209g00256/20201209g002560068f.html

○厚生労働省告示第 387 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、だいこん類の根、カリフ

ラワー、エンダイブ、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するオキソリニック酸の量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

令和２年 12 月９日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

―原報では、「改正後」と「改正前」が併記されているが、「改正後」の要点のみ記載する。―

第１　食品

Ａ　食品一般の成分規格

１～５　（略）

６　５の規定にかかわらず、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(14)までに規定する試験法によって試験した場合にその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

―改正された「食品に残留する農薬等の成分である物質」の名称のみ、記載―

イマザピル

オキソリニック酸

トルピレラート　（新設）

(2)～(14)　（略）

７～12　（略）

◇ウクライナからの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2020 年 12 月８日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201208_8.html

◇オランダの一部区域からの生きた家きん等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2020 年 12 月８日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201208_9.html

◇フランスのランド県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2020 年 12 月９日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201209_2.html

---

◇「大豆ミート」の時代、来た！　五輪見すえ商品続々

＜朝日新聞　2020 年 12 月９日＞

https://www.asahi.com/articles/ASND961N8ND7PLBJ00D.html

****

[5] ***温暖化対策関係***

◇CO2 減っても温暖化続く　国連、気温３度上昇と警告

＜共同通信　2020 年 12 月９日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/e1f6c413e6007ac4d5674dde29c0802f70fc09eb

新型コロナウイルスの感染拡大により 2020 年の世界の二酸化炭素（CO2）排出量は減るが、地球温暖化を抑える効果はほぼないとの報告書を国連環境計画（UNEP）が９日、公表した。今のペースでは今世紀末の気温は産業革命前と比べて３度を超えて上昇すると警告し、各国に対策強化を呼び掛けている。

報告書は、新型コロナの影響で発電量が減ったり、産業活動が低迷したりして今年の CO2 排出量は前年比 7%減ると推測。ただ、この減少分は 50 年までに温暖化を 0.01 度抑制する効果しかないという。

◇脱ガソリン車、後手の日本　欧米・中国は販売禁止次々

＜朝日新聞　2020 年 12 月３日＞

https://www.asahi.com/articles/ASND373HJND3ULFA031.html?iref=comtop_ThemeRightS_01

****

[6] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産省告示第 2385 号）

［官報］ 令和２年 12 月９日 本紙 第 390 号 ３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201209/20201209h00390/20201209h003900003f.html

---

◇種苗法の一部を改正する法律（法律第 74 号） ---→ *末尾［付録］*

［官報］ 令和２年 12 月９日 号外 第 256 号 8～12 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201209/20201209g00256/20201209g002560008f.html

****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

［開催案内］

・第４回 事務所衛生基準のあり方に関する検討会（開催案内） 12 月 22 日

＜厚生労働省 2020 年 12 月８日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=r1bhevw-R5CmV5w9Y

（１）第３回検討会のフォローアップ （２）その他（更衣室、休養等）

・中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合（第２回）の開催について 12 月 16 日、WEB 形式

＜環境省 2020 年 12 月８日＞ https://www.env.go.jp/press/108755.html

（１）２０５０年カーボンニュートラルを巡る国内外の動きについて

（２）気候変動分野におけるファイナンスについて

（３）その他

・環境省シンポジウム「脱炭素社会構築シンポジウム」の京都府京都市での開催について 12 月 20 日

＜環境省 2020 年 12 月８日＞ https://www.env.go.jp/press/108760.html

脱炭素社会構築シンポジウム 「気候変動を踏まえた脱炭素社会の実現に向けて」

・除去土壌の処分に関する検討チーム会合（第６回）の開催について 12 月 15 日、WEB 会議

＜環境省 2020 年 12 月８日＞ https://www.env.go.jp/press/108738.html

（１）除去土壌の埋立処分に係る実証事業の結果について

（２）除去土壌の埋立処分に係る自治体意見について

（３）表面線量率測定による放射能濃度の推計について

（４）その他

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議）について 12 月 11 日、オンライン

＜厚生労働省 2020 年 12 月８日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=ZZwrsDb0jVpsnVv3Y

(1) ゲノム編集技術応用食品等の個別品目について

(2) その他

・薬事・食品衛生審議会 医療機器・体外診断薬部会を開催します 12 月 23 日

＜厚生労働省 2020 年 12 月９日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u0Lz0V7nugnU7x0pY

・産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会（第３４回） 12 月 15 日、オンライン

＜経済産業省 2020 年 12 月８日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36346

1. 紙製造業及びガラス容器製造業に係る再利用率目標の見直しについて
2. 循環経済ビジョン２０２０について
3. その他

・第３回食品の営業規制の平準化に関する検討会の開催案内 12 月 11 日、非公開

＜厚生労働省 2020 年 12 月８日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5x6pMrR2D9juH951Y

（1）営業規制の平準化に関する運用について
（2）その他
・産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ（第 25 回）　　12 月 15 日、Skype 開催
＜経済産業省　2020 年 12 月 8 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36385
1. 番屋（ばんや）風力発電所のブレード折損事故に関する報告について
2. 風車ブレードの点検・補修指針策定に関する検討状況について
・第２回 中央環境審議会 地球環境部会 中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会 産業技術環境分科会 地球環境小委員会 地球温暖化対策検討ワーキンググループ 合同会合　　12 月 16 日 、オンライン
＜経済産業省　2020 年 12 月 9 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36365
1. ２０５０年カーボンニュートラルを巡る国内外の動きについて
2. 気候変動分野におけるファイナンスについて
・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会（第 5 回）の開催について
　　12 月 16 日、オンライン
＜文部科学省　2020 年 12 月 9 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxhacvRhXzTwvbG
1. 原子力システム研究開発事業について
2. 国際原子力人材育成イニシアティブ事業について
3. 「もんじゅサイトに設置する新たな試験研究炉の概念設計及び運営の在り方検討」の中核的機関の決定について
4. 今後の原子力機構の在り方について
5. その他
・核融合科学技術委員会 原型炉開発総合戦略タスクフォース（第 22 回）の開催について
12 月 15 日、オンライン
＜文部科学省　2020 年 12 月 8 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxfacv0dvq2wibH
（1）アクションプランの進捗状況調査ーその 2
（2）第 27 回 ITER 理事会及び第 26 回 BA 運営委員会の開催結果について
・学校法人のガバナンスに関する有識者会議（委員懇談会）の開催について　　12 月 10 日 ,、オンライン
＜文部科学省　2020 年 12 月 9 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxhacvRhXzTwvbF
1. 海外私立大学のガバナンス事情について（有識者ヒアリング）
2. その他
****

[8] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・宮崎県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 18 例目及び 19 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2020 年 12 月 9 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201209_3.html
---

・和歌山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 21 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り 開催について
＜農林水産省　2020 年 12 月 10 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201210_4.html
---

・大分県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 20 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り 開催について
＜農林水産省　2020 年 12 月 10 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201210.html

---

◇*その他*

・国立大、22 年度から定員増　地方の若者定着で政府

＜共同通信　2020 年 12 月 9 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/010c6ad27ab39951578462fdd504a2ad0439ebde

政府が 2020～24 年度に取り組む地方創生の施策を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定案が 9 日、判明した。若者の地方定着を促すため、地方国立大の定員増を最短で 2022 年度から認めると明記。将来の移住を見据え、都市住民が現地を訪れずに特定の地域と関わる「オンライン関係人口」の拡大や、地方でのテレワーク推進も盛り込んだ。月内に閣議決定する。

文部科学省が定員増を認める要件を来年 3 月ごろ具体的に示し、各大学からの増員申請は来夏ごろとなる見通しだ。

****

[付録]

◇種苗法の一部を改正する法律（法律第 74 号）　　*上記［6］関係*

［官報］ 令和 2 年 12 月 9 日　号外　第 256 号　8～12 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201209/20201209g00256/20201209g002560008f.html

種苗法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和 2 年 12 月 9 日　　内閣総理大臣　　菅　　義偉

法律第 74 号

種苗法の一部を改正する法律

種苗法（平成十年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第五十七条」を「第五十七条の二」に改める。

第三条第一項第一号中「品種登録出願」の下に「（第五条第一項の規定による品種登録の出願をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　農林水産大臣は、前項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判断をするに当たっては、品種登録出願に係る品種（以下「出願品種」という。）と公然知られた他の品種との特性の相違の内容及び程度、これらの品種が属する農林水産植物の種類及び性質等を総合的に考慮するものとする。

第四条第一項中「品種登録出願に係る品種（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第二項中「さかのぼった」を「遡った」に改める。

第五条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　出願者が保持していると思料する出願品種の特性

第五条第二項中「写真」の下に「その他出願品種が同項第四号に掲げる特性を保持していることを証する資料」を加える。

第六条第一項中「四万七千二百円」を「一万四千円」に改める。

第八条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「従業者等は」を「第二項後段及び前項の規定は」に改め、「をしたとき」の下に「（第二項の場合を除く。）」を加え、「は、使用者等に対し、その職務育成品種により使用者等が受けるべき利益の額及びその職務育成品種の育成がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定められる対価の支払を請求することができる」を「について準用する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

２　職務育成品種については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等が品種登録出願をすることを定めているときは、当該職務育成品種に係る品種登録を受ける地位は、当該使用者等が有するものとする。この場合において、従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益（次項において「相当の利益」という。）を受ける権利を有する。

３　前項の規定により受けるべき相当の利益の内容は、その職務育成品種の育成により使用者等が受けるべき利

益の額、その育成に関連する使用者等の負担及び貢献の程度並びに従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。第十条に次の一号を加える。

四　前三号に掲げる場合のほか、条約に別段の定めがある場合

第十条の次に次の一条を加える。

（品種登録管理人の品種登録出願手続等）

第十条の二　日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない者（次項において「在外者」という。）は、農林水産省令で定める場合を除き、その者の品種登録に関する代理人であって日本国内に住所又は居所を有するもの（同項において「品種登録管理人」という。）によらなければ、品種登録出願その他品種登録に関する手続（同項において単に「手続」という。）をすることができない。

２　品種登録管理人は、一切の手続について本人を代理する。ただし、在外者が品種登録管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

第十一条第一項第二号中「前条第三号」を「第十条第三号」に改める。

第十五条第二項中「その職員に」、「を行わせ、」及び「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に」を削り、「行わせる」を「行う」に改め、同条第三項中「前項の規定による現地調査を」を削り、「者に」の下に「対し、前項の規定による現地調査又は栽培試験の実施に関して必要な協力を」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条の次に次の三条を加える。

（研究機構による現地調査又は栽培試験の実施）

第十五条の二　農林水産大臣は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に前条第二項の規定による現地調査又は栽培試験を行わせることができる。

２　農林水産大臣は、前項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせるときは、当該現地調査又は栽培試験を行わないものとする。

３　研究機構は、農林水産大臣の同意を得て、関係行政機関、学校その他適当と認める者に対し、第一項の規定による現地調査又は栽培試験の実施に関して必要な協力を依頼することができる。

４　研究機構は、第一項の規定による現地調査又は栽培試験を行ったときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該現地調査又は栽培試験の結果を農林水産大臣に通知しなければならない。

５　農林水産大臣は、第一項の現地調査又は栽培試験の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

（現地調査又は栽培試験に係る手数料）

第十五条の三　出願者は、第十五条第二項又は前条第一項の現地調査又は栽培試験に係る実費を勘案して農林水産省令で定める額の手数料を国（研究機構が同項の規定による現地調査又は栽培試験を行う場合にあっては、研究機構）に納付しなければならない。

２　農林水産大臣又は研究機構は、農林水産省令で定めるところにより、前項の手数料の額を出願者に通知するものとする。

３　第一項の規定により研究機構に納付された手数料は、研究機構の収入とする。

（現地調査又は栽培試験に係る手数料の納付命令）

第十五条の四　農林水産大臣は、出願者が前条第一項の規定により国に納付すべき手数料を納付しないときは、当該出願者に対し、相当の期間を指定して、当該手数料を納付すべきことを命ずることができる。

２　研究機構は、出願者が前条第一項の規定により研究機構に納付すべき手数料を納付しないときは、農林水産大臣にその旨を申し立てることができる。

３　農林水産大臣は、前項の規定による申立てがあったときは、出願者に対し、相当の期間を指定して、研究機構に手数料を納付すべきことを命ずることができる。

第十七条第一項第二号中「同条第二項」の下に「若しくは第十五条の二第一項」を、「又は」の下に「第十五条の四第一項若しくは第三項若しくは」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　農林水産大臣は、第十五条の二第一項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせた場合には、品種登録出願が前項第一号（第三条第一項の規定に係る部分に限る。）に該当するかどうかの判断をするに当た

っては、研究機構が第十五条の二第四項の規定により通知する現地調査又は栽培試験の結果を考慮するものとする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（審査特性の訂正）

第十七条の二　農林水産大臣は、品種登録をするときは、あらかじめ、当該出願品種について審査により特定した特性（以下「審査特性」という。）を出願者に通知しなければならない。

２　前項の規定による通知を受けた出願者は、当該出願品種の審査特性が事実と異なると思料するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該審査特性の訂正を求めることができる。

３　農林水産大臣は、前項の規定による求めがあったときは、明らかに当該求めに係る事実がないと認める場合を除き、当該審査特性が事実かどうかについて調査を行うものとする。

４　農林水産大臣は、前項の規定による調査の結果、当該審査特性が事実と異なることが判明したときは、当該審査特性の訂正をしなければならない。

５　農林水産大臣は、前項の規定による訂正をしたとき、又は当該訂正をしない旨の決定をしたときは、第二項の規定による求めをした出願者に対し、遅滞なく、その旨（当該訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を含む。）を通知しなければならない。

６　第十五条から第十五条の四までの規定は、第三項の規定による調査について準用する。

７　前条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、第二項の規定による訂正の求めについて準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

第十八条第一項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項第四号を次のように改める。

四　品種の審査特性（前条第四項の規定による訂正をしたときは、当該訂正後のもの）

第十八条第三項中「ともに、」の下に「前項第一号から第六号までに掲げる事項及び」を加える。

第二十一条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項各号」を「前項各号」に、「により登録品種等」を「により登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の三条を加える。

（育成者権の効力が及ばない範囲の特例）

第二十一条の二　品種登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合において、当該品種登録に係る育成者権の適切な行使を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願と同時に当該各号に定める事項を農林水産大臣に届け出ることができる。

一　出願品種の保護が図られないおそれがある国への当該出願品種の種苗の流出を防止しようとする場合次に掲げる事項

イ　出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（前条第二項ただし書に規定する国を除く。以下「指定国」という。）

ロ　前条第二項ただし書に規定する国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する旨

二　出願品種の産地を形成しようとする場合次に掲げる事項

イ　出願者が当該出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）

ロ　指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する旨

２　前項の規定による届出をした者（その承継人を含む。次条第一項及び第二項並びに第二十一条の四第一項及び第二項において同じ。）は、次項の規定による公示（第十三条第一項の規定による公示と併せてされたものに限る。）前に限り、当該届出に係る指定国又は指定地域の指定の全部又は一部を取り消す旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

３　農林水産大臣は、第一項の規定による届出があった場合には、第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項（前項の規定による届出があった場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次

項並びに第二十一条の四第三項において同じ。）又は第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに当該届出に係る事項を公示しなければならない。

4　農林水産大臣は、前項の規定による公示（第十八条第三項の規定による公示と併せてされたものに限る。）をした場合には、品種登録簿に第一項の規定による届出に係る事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

5　登録品種の種苗を業として譲渡する者は、農林水産大臣が前項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗を譲渡する場合には、その譲渡する種苗又はその種苗の包装に、第五十五条第一項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、その種苗が第一項第一号ロ又は第二号ロに規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付さなければならない。

6　登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装に、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告に、第五十五条第二項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、それぞれその種苗が第一項第一号ロ若しくは第二号ロに規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付し、又はこれらを表示しなければならない。

7　農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、前条第二項本文の規定にかかわらず、育成者権の効力は、当該公示に係る登録品種等についての第一項第一号ロ又は第二号ロに規定する行為（以下「輸出等の行為」という。）には及ぶものとする。

（指定国又は指定地域の追加）

第二十一条の三　前条第一項の規定による届出をした者は、同条第四項に規定する公示がされた後において、当該登録品種について指定国又は指定地域を追加する必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、指定国又は指定地域を追加する旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

2　前項の規定による届出をした者は、次項の規定による公示前に限り、当該届出に係る指定国又は指定地域の追加の全部又は一部を取り消す旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

3　農林水産大臣は、第一項の規定による届出があった場合（前項の規定による指定国又は指定地域の追加の全部を取り消す旨の届出があった場合を除く。）には、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに当該届出に係る事項（前項の規定による届出があった場合には、当該届出に係る変更後の事項。次項及び次条第三項において同じ。）を公示しなければならない。

4　農林水産大臣は、前項の規定による公示をした場合には、品種登録簿に第一項の規定による届出に係る事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

5　農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等について追加された指定国又は指定地域に係る輸出等の行為については、前条第七項の規定は、適用しない。

（届出の取下げ）

第二十一条の四　第二十一条の二第一項の規定による届出をした者は、同条第四項に規定する公示がされた後において、当該登録品種について輸出等の行為に係る制限をする必要がなくなったと認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該届出を取り下げる旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

2　前項の規定による届出をした者は、次項の規定による公示前に限り、当該届出を取り下げる旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

3　農林水産大臣は、第一項の規定による届出があった場合（前項の規定による届出があった場合を除く。）には、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項、第二十一条の二第一項の規定による届出に係る事項（前条第一項の規定による届出に係る事項を含む。）並びに第二十一条の二第一項の規定による届出が取り下げられた旨を公示しなければならない。

4　農林水産大臣は、前項の規定による公示をした場合には、品種登録簿に第二十一条の二第一項の規定による届出が取り下げられた旨及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

5　農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗についての

表示については、第二十一条の二第五項及び第六項の規定は、適用しない。

６　農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等についての輸出等の行為については、第二十一条の二第七項の規定は、適用しない。

第二十八条第三項中「旨を」の下に「公示するとともに、」を加え、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「及び当事者」を「、当事者」に改め、「もの」の下に「及び第四項の規定により意見を述べた通常利用権者」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

４　第二項の規定による申請があったときは、その登録品種の通常利用権者は、前項に規定する期間内に限り、意見を述べることができる。

第三十一条第一項中「第八条第三項」を「第八条第五項」に改める。

第三十二条第三項から第五項までを削る。

第二章第四節中第三十二条の次に次の一条を加える。

（通常利用権の対抗力）

第三十二条の二　通常利用権は、その発生後にその育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権についての専用利用権を取得した者に対しても、その効力を有する。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（登録品種と特性により明確に区別されない品種の推定）

第三十五条の二　品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定する。

（判定）

第三十五条の三　登録品種について利害関係を有する者は、ある品種が品種登録簿に記載された当該登録品種の審査特性により当該登録品種と明確に区別されない品種であるかどうかについて、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の判定を求めることができる。

２　農林水産大臣は、前項の規定による求めがあったときは、必要な調査を行った上で判定を行い、当該求めをした者及び当該登録品種の育成者権者に対し、その結果を通知するものとする。

３　第十五条から第十五条の四までの規定は、前項の調査について準用する。

４　第三条第二項の規定は第二項の判定について、第十七条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は第一項の規定による判定の求めについて、それぞれ準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

第三十七条第二項中「前項ただし書」を「前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書」に改め、同条第三項中「第一項ただし書」を「第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

第四十二条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「(平成八年法律第百九号)」を削り、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第四十五条第一項中「三万六千円」を「三万円」に改める。

第四十七条第二項中「その職員に現地調査を行わせ、又は研究機構に栽培試験を行わせる」を「現地調査又は栽培試験を行う」に改め、同条第三項中「から第六項まで」を「及び第四項並びに第十五条の二」に改め、「栽培試験に」の下に「ついて」を加える。

第四十九条第二項中「聴聞」を「聴聞を行うに当たって」に、「相当な期間をおいて通知した上で行わなければ」を「行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をするとともに、聴聞を行うべき

期日までに相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を公示しなければ」に改め、同条第三項中「行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十七条第一項の規定により前項」を「同項」に改め、「規定する者」の下に「又は同項の品種登録に係る育成者権に係る通常利用権者」を加え、「これを許可しなければ」を「行政手続法第十七条第一項の規定による参加の許可をしなければ」に改め、同条第四項ただし書中「さかのぼって」を「遡って」に改める。

第五十一条第二項中「審理は」を「審理を行うに当たっては、相当な期間をおいて、その旨を」に、「対し、相当な期間をおいて通知した上で行わなければ」を「通知をし、かつ、公示しなければ」に改め、同条第三項中「受けた者」の下に「又は同項の品種登録に係る育成者権に係る通常利用権者」を加える。

第五十二条第一項第二号中「又は通常利用権」を削り、同項第三号中「、専用利用権又は通常利用権」を「又は専用利用権」に改める。

第五十五条中「、農林水産省令で定めるところにより」を削り、「包装に」の下に「、農林水産省令で定めるところにより、」を加え、「品種登録に係る」を「品種登録されている」に、「（以下「品種登録表示」という。）を付するように努めなければ」を「を付さなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

２　登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産省令で定めるところにより、登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示を付し、登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告にその旨を表示しなければならない。

第五十六条第一号及び第二号中「品種登録表示」を「その種苗が品種登録されている旨の表示」に改め、同条第三号中「品種登録に係る」を「品種登録されている」に改める。

第二章第七節中第五十七条の次に次の一条を加える。

（公示等）

第五十七条の二　この法律の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

２　農林水産大臣は、この法律の規定による公示をしたときは、当該公示をした年月日及びその内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第五十九条第一項第二号中「品種）」の下に「（品種が判明しない場合には、その旨）」を加える。

第七十四条中「第十五条第六項（」を「第十五条の二第五項（第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び」に改める。

第七十五条の見出し中「名称使用義務等」を「制限表示義務等」に改め、同条中「第二十二条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第二十一条の二第五項又は第六項の規定に違反した者

二　第二十二条の規定に違反した者

三　第五十五条の規定に違反した者（第一号の規定に該当する者を除く。）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　目次の改正規定（「第五十七条」を「第五十七条の二」に改める部分に限る。）、第十条に一号を加える改正規定及び第二章第七節中第五十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第七条の規定公布の日

二　第三条の改正規定、第四条の改正規定、第五条の改正規定、第六条第一項の改正規定、第十五条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定、第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第十八条の改正規定、第二十一条の改正規定、第三十五条の次に二条を加える改正規定、第四十五条第一項の改正規定、第四十七条の改正規定並びに第七十四条の改正規定並びに附則第五条、第十条及び第十一条の規定令和四年四月一日

（品種登録管理人の品種登録出願手続等に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の種苗法（以下「新法」という。）第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第五条第一項（前条第二号に掲げる規定の施行の日（附則第四条及び第五

条において「第二号施行日」という。）前にあっては、この法律による改正前の種苗法（以下「旧法」という。）第五条第一項）の規定による品種登録の出願をする日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない者（以下この条において「在外者」という。）について適用し、施行日前に旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願をした在外者については、なお従前の例による。

（輸出等の行為に係る制限の届出等に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願をしている者及び旧法第十八条第一項の規定による品種登録を受けている者は、新法第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過する日までの間に限り、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をすることができる。

２　前項の届出が種苗法第十三条第一項の規定による公示後旧法第十八条第三項の規定による公示前にされた場合における新法第二十一条の二第三項の規定の適用については、同項中「第十三条第一項又は」とあるのは「直ちに、当該出願品種に係る第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項を公示するとともに、」と、「これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項（前項の規定による届出があった場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。）又は第十八条第二項第一号」とあるのは「当該公示と併せて同条第二項第一号」とする。

３　第一項の届出が旧法第十八条第三項の規定による公示後にされた場合における新法第二十一条の二第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項（前項の規定による届出があった場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。）又は第十八条第二項第一号」とあるのは「直ちに、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号」と、同条第四項中「公示（第十八条第三項の規定による公示と併せてされたものに限る。）」とあるのは「公示」とする。

（新法第二十一条の二第一項及び第七項の規定の適用に関する経過措置）

第四条　施行日から第二号施行日の前日までの間における新法第二十一条の二第一項及び第七項の規定の適用については、同条第一項第一号イ及びロ中「前条第二項ただし書」とあるのは「前条第四項ただし書」と、同条第七項中「前条第二項本文」とあるのは「前条第四項本文」とする。

（出願料、手数料及び登録料に関する経過措置）

第五条　新法第六条第一項、第十五条の三、第十五条の四及び第四十五条第一項の規定は、第二号施行日以後にする新法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る出願料、手数料及び登録料について適用し、第二号施行日前にした旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る出願料及び登録料については、なお従前の例による。

（通常利用権に関する経過措置）

第六条　施行日前に旧法第三十二条第五項の規定により登録された通常利用権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限については、なお従前の例による。

２　新法第三十二条の二の規定は、施行日以後に通常利用権に係る育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権についての専用利用権を取得した者について適用し、施行日前にこれらの権利を取得した者については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第九条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十八号(二)中「又は通常利用権」を削り、同号(三)中「、専用利用権若しくは通常利用権」を「若しくは専用利用権」に改め、「、通常利用権」を削り、同号(四)中「若しくは通常利用権」を削り、「これらの権利若しくは育成者権」を「育成者権若しくは専用利用権」に改め、同号(四)イ中「、専用利用権又は通常利用権」を「又は専用利用権」に改める。

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正)

第十条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「栽培試験」を「現地調査又は栽培試験」に改める。

第十四条第二項第一号中「第十五条第二項及び第四十七条第二項」を「第十五条の二第一項（同法第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「による」の下に「現地調査又は」を加える。

(農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律等の一部改正)

第十一条　次に掲げる法律の規定中「第四条第一項」を「第三条第二項」に、「品種登録出願された」を「同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされた」に改める。

一　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)第十三条第一項

二　米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第十二条第一項

三　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第十七条第一項

四　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十五条第二項

五　花きの振興に関する法律（平成二十六年法律第百二号）第十三条第一項

内閣総理大臣　　菅　　義偉

財務大臣　　麻生　太郎

農林水産大臣　　野上浩太郎

********** 以上 **********